

議案第14号

芽室町上美生保育所設置条例中一部改正の件

芽室町上美生保育所設置条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年6月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町上美生保育所設置条例の一部を改正する条例

芽室町上美生保育所設置条例（平成30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、3歳以上児の月額における利用者負担額は、無料とする。

第7条第2項の次に次の1項を加える。

3 3歳以上児の食事の提供に要する費用について、副食の提供に係る費用に限り、
無料とする。

別表第1の1を削り、同表の2見出し中「2」を削り、同表第2項保育標準時間欄中「5,400円」を「0円」に改め、保育短時間欄中「3,920円」を「0円」に改め、同表備考5中「世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、」を削り、「（以下この表において「ひとり親世帯等」という。）又は第2子以降」を「のうち世帯の所得割の額が77,100円以下」に、「この表の規定にかかわらず、当該階層の」を「月額における」に改め、同表備考6を削り、備考7を備考6とし、備考8を備考7とし、備考9中「の2」を削り、同備考を備考8とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

説 明

子ども・子育て支援法の改正に伴い、3歳以上児及び住民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償化されること、3歳以上児の副食費を独自助成することから、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町上美生保育所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 | | | | | | | | | | |
|--|--|------|------|----|--|------|------|--|--|--|--|
| <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第6条 保育所に入所させた児童の保護者から徴収する利用者負担額は、別表第1のとおりとする。<u>ただし、3歳以上児の月額における利用者負担額は、無料とする。</u></p> <p>(費用納付の特例)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>3 3歳以上児の食事の提供に要する費用について、副食の提供に係る費用に限り、無料とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> | <p>(利用者負担額の徴収)</p> <p>第6条 保育所に入所させた児童の保護者から徴収する利用者負担額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(費用納付の特例)</p> <p>第7条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>別表第1 (第6条関係)</p> <p><u>1 利用者負担額 (3歳以上児)</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 1257 1951 1343"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">月額</th> </tr> <tr> <th>保育標準</th> <th>保育短時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 階層 | 区分 | 月額 | | 保育標準 | 保育短時 | | | | |
| 階層 | 区分 | | | 月額 | | | | | | | |
| | | 保育標準 | 保育短時 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

改正案

現 行

| | | 時間 | 間 |
|-----|---|--------------------------------|--------|
| 第 1 | 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 円 0 | 円 0 |
| 第 2 | 第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 3,600 | 2,610 |
| 第 3 | 第1階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割額のみ世帯 | 11,550 | 8,400 |
| 第 4 | | 48,600円未 満 | 14,020 |
| 第 5 | 第1階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯 | 48,600円以 上 69,000円未 満 | 21,600 |
| 第 6 | | 69,000円以 上 84,000円未 満 | 15,700 |
| | | 24,300 | 17,670 |

改正案

現 行

| | | | |
|---------|----------------------------------|--------|--------|
| 第 7 | 84,000円以 上 114,000円 未満 | 25,650 | 18,650 |
| 第 8 | 114,000円 以上 146,000円 未満 | 27,000 | 19,630 |
| 第 9 | 146,000円 以上 193,000円 未満 | 28,720 | 20,880 |
| 第 10 | 193,000円 以上 229,000円 未満 | 30,410 | 22,110 |
| 第 11 | 229,000円 以上 331,000円 未満 | 32,100 | 23,340 |
| 第 12 | 331,000円 以上 | 33,790 | 24,570 |

| 改正案 | | | | 現行 | | | |
|---|--------------------------|--------|-------|---|--------------------------|--------|-------|
| 利用者負担額（3歳未満児） | | | | 2 利用者負担額（3歳未満児） | | | |
| 階層 | 区分 | 月額 | | 階層 | 区分 | 月額 | |
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 | | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| —略— | | | | —略— | | | |
| 第2 | 第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 0 | 0 | 第2 | 第1階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯 | 5,400 | 3,920 |
| —略— | | | | —略— | | | |
| 備考 | | | | 備考 | | | |
| 1 この表における児童の年齢計算については、保育所に入所する児童が保育所を利用した日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。 | | | | 1 この表における児童の年齢計算については、保育所に入所する児童が保育所を利用した日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。 | | | |
| 2 この表における「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額（以下「均等割額」という。）をいう。 | | | | 2 この表における「均等割額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額（以下「均等割額」という。）をいう。 | | | |
| 3 この表における「所得割額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（以下「所得割額」という。）をいう。ただし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第 | | | | 3 この表における「所得割額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額（以下「所得割額」という。）をいう。ただし、所得割額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第 | | | |

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。</p> <p>4 保育所を利用する児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その保育の提供を受ける児童と同一世帯に属して生計を一にしている保護者及びそれ以外の扶養義務者の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。</p> <p>5 次に掲げる世帯のうち世帯の所得割の額が77,100円以下である場合には、<u>月額における利用者負担額を無料とする。</u></p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯</p> <p>(2) 次に掲げる在宅障害児又は障害者を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第</p> | <p>5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。</p> <p>4 保育所を利用する児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その保育の提供を受ける児童と同一世帯に属して生計を一にしている保護者及びそれ以外の扶養義務者の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。</p> <p>5 <u>世帯の階層が、第2階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯（以下この表において「ひとり親世帯等」という。）又は第2子以降である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。</u></p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯</p> <p>(2) 次に掲げる在宅障害児又は障害者を有する世帯</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第</p> |

| 改正案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>134号) に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>オ 利用者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <p><u>6</u> 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による母子世帯のうち、婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻していない者について、地方税法第314条の2第1項8号及び第3項に規定する寡婦(寡夫)控除の特例を準用し、3により計算された税額を調整するものとする。</p> <p><u>7</u> 1日8時間以上の保育時間を必要とする場合は保育標準時間とし、1日8時間未満の保育時間を必要とする場合は保育短時間とする。</p> <p><u>8</u> 別表第1の表において、世帯の所得割の額が169,000円未満である場合には、第2子以降の利用者負担額を無料とする。</p> | <p>134号) に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者</p> <p>オ 利用者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯</p> <p><u>6</u> <u>ひとり親世帯等のうち世帯の所得割の額が77,100円以下である場合には、この表における利用者負担額の金額は、第1子を第2階層の額とし、第2子以降は無料とする。</u></p> <p><u>7</u> 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による母子世帯のうち、婚姻によらないで母となった女子で、現に婚姻していない者について、地方税法第314条の2第1項8号及び第3項に規定する寡婦(寡夫)控除の特例を準用し、3により計算された税額を調整するものとする。</p> <p><u>8</u> 1日8時間以上の保育時間を必要とする場合は保育標準時間とし、1日8時間未満の保育時間を必要とする場合は保育短時間とする。</p> <p><u>9</u> 別表第1の2の表において、世帯の所得割の額が169,000円未満である場合には、第2子以降の利用者負担額を無料とする。</p> |